

特定健診・特定保健指導 の状況について

厚生労働省健康局総務課

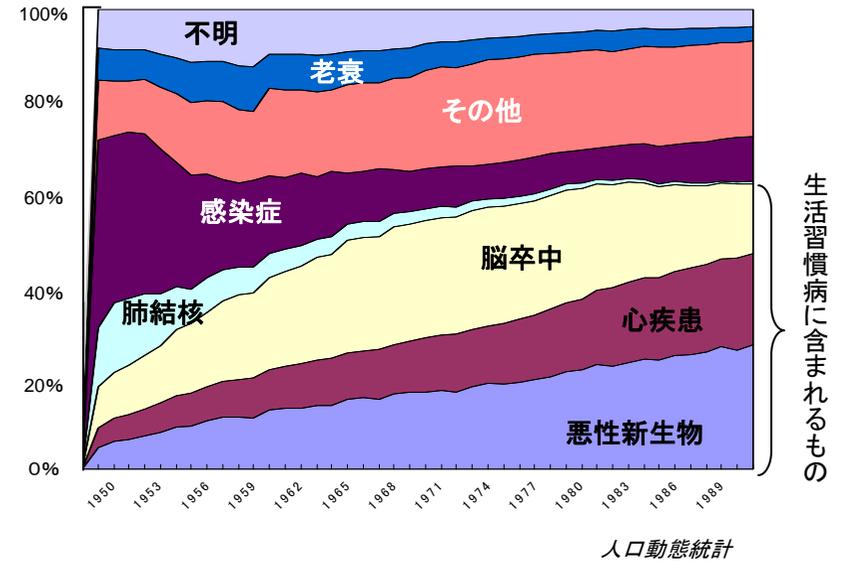
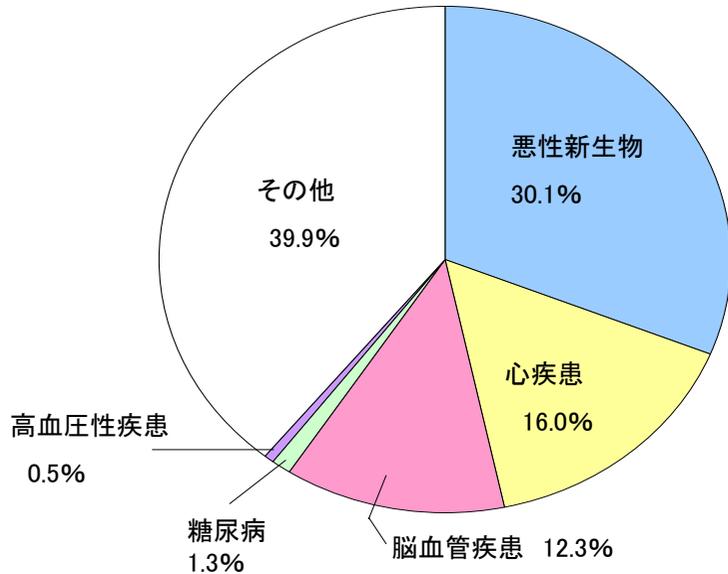
生活習慣病対策について

生活習慣病は死亡割合の約6割を占めている。

我が国の疾病構造は感染症から生活習慣病へと変化している。

死因別死亡割合(平成17年) 生活習慣病…60.1%

我が国における死因別死亡割合の経年変化
(死亡割合1947-1989)



(注)人口動態統計(平成17年)により作成

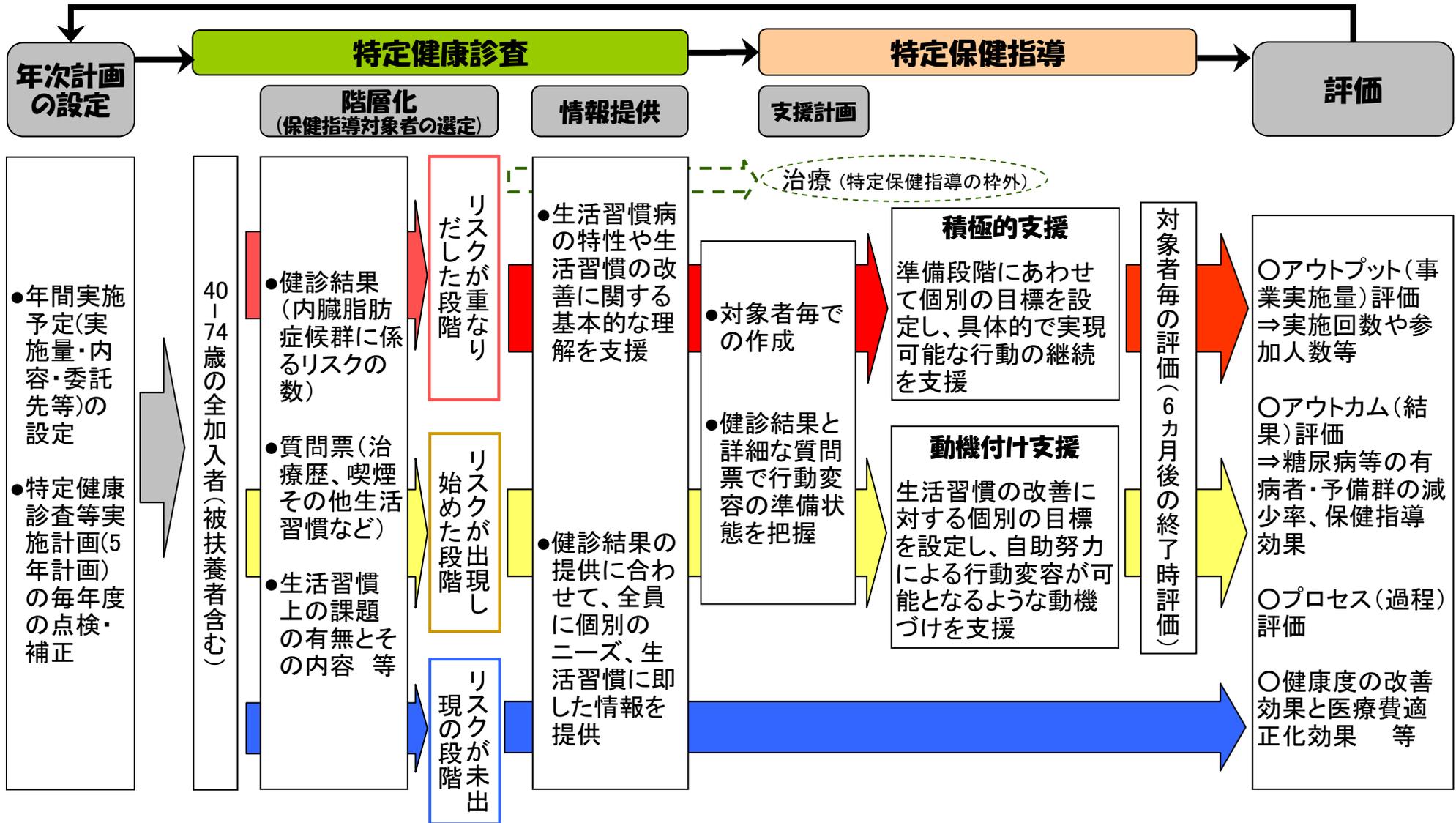
※ 生活習慣病に係る医療費は、国民医療費(約33兆円)の約3分の1(10.7兆円)(平成17年)

総合的な生活習慣病対策の実施が急務

→ 短期的な効果は必ずしも大きくないが、中長期的には、健康寿命の延伸、医療費の適正化等への重要なカギとなる。

医療制度改革において、生活習慣病予防の観点から、医療保険者によるメタボリックシンドロームの概念を踏まえた特定健康診査・特定保健指導を導入(平成20年度より実施)

特定健診・特定保健指導の基本的な流れ



特定健康診査の項目

必須項目

- 質問票(服薬歴、喫煙歴 等)
- 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- 理学的検査(身体診察)
- 血圧測定
- 血液検査
 - 脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
 - 血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c)
 - 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- 検尿(尿糖、尿蛋白)

詳細な健診の項目

- 心電図検査
- 眼底検査
- 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)

注)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

保健指導対象者の選定と階層化

ステップ1	ステップ2		ステップ3	
腹 囲	追加リスク		対 象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし	動機付け支援	
上記以外で BMI ≥25	3つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし	動機付け支援	
	1つ該当			

<参考1:追加リスクの判定基準>

- ①血糖 空腹時血糖100mg/dl以上 又は HbA1cの場合 5.2% 以上
- ②脂質 中性脂肪150mg/dl以上 又は HDLコレステロール40mg/dl未満
- ③血圧 収縮期血圧130mmHg以上 又は 拡張期血圧85mmHg以上

<参考2:治療中の者の取扱い>

高血圧等に対する服薬治療を受けている者については、医療機関において継続的な医学的管理の一環として生活習慣の改善に係る指導が行われることが適当であるため、特定保健指導の対象としない。

特定保健指導について

1. 糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導

- 対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援すること
- 対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるように支援することであり、そのことによって、対象者が健康的な生活を維持できるよう支援すること

2. 対象者ごとの保健指導プログラムについて

保健指導の必要性ごとに「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」に区分されるが、各保健指導プログラムの目標を明確化した上で、サービスを提供する必要がある。

情報提供	特定健康診査を受けた者に対し、当該健康診査に関する結果に加えて、自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深めるために必要な情報を提供する。
動機付け支援	目的：対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組の実施を支援する。 方法：原則1回、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ(1グループは8人以下)当たり80分以上のグループ支援。医師、保健師又は管理栄養士が面接・指導の下に行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付け支援を行う。また、面接による指導を行った者が、6月以上経過後において当該行動計画の実績評価を行う。
積極的支援	目的：対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施を支援する。 方法：初回に面接による支援を行うとともに、以降、3月以上の継続的な支援(支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援)を行う。医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行う。また、面接による指導を行った者が、行動計画の進捗状況評価及び6月以上経過後において実績評価を行う。

参考)厚生労働省令第157号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」。

厚生労働省告示第9号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」

第5回 特定健康診査及び特定保健指導のアウトソーシング先調査概要

*「特定健康診査及び特定保健指導のアウトソーシング先実態調査」について(第5回調査結果)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/07/tp0727-1.html>

特定健康診査及び特定保健指導実施機関数等

表1 健診・保健指導機関数

機 関	数
特定健診機関	11, 203
特定保健指導機関	3, 780

(H20.12.31現在)

H20年3月4日時点と比較すると・・・

- 特定健診機関 7,995機関【3,208機関増加】、
- 特定保健指導機関 2,956機関【 824機関増加】
となっている

表3 実施可能な特定保健指導延べ人数

	延べ人数
動機付け支援	5, 213, 046
積極的支援	3, 656, 540

(H20.12.31現在)

H20年3月4日時点と比較すると・・・

- 動機付け支援 4,246,852人【 966,194人増加】、
- 積極的支援 2,882,078人【 774,462人増加】
となっている

表2 保健指導機関に所属する保健指導実施者の数

職 種	数(うち常勤数)
医師	10, 117(6, 441)
保健師	5, 218(2, 963)
管理栄養士	6, 894(3, 457)

(H20.12.31現在)

H20年3月4日時点と比較すると・・・

- 医師 8,194人(5,284人)【1,923(1,157)人増加】、
- 保健師 4,442人(2,537人)【 776(426)人増加】
- 管理栄養士 4,953人(2,709人)【1,941(748)人増加】
となっている

特定保健指導実施者への研修

- 実施基準第16条第1項の規定に基づく告示において、「特定保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい」とされている。

*「特定健診・特定保健指導に関する研修情報データベース」 (<http://kenshu-db.niph.go.jp/kenshin-hokenshidou/>)

表 スタッフの勤務形態別人数と研修修了者数

	医師				保健師				管理栄養士			
	合計	常勤	非常勤	協力業者	合計	常勤	非常勤	協力業者	合計	常勤	非常勤	協力業者
人数	10,443	6,441	3,676	326	7,374	2,963	2,255	2,156	10,889	3,457	3,437	3,995
うち一定の 研修修了者	1,777	1,315	346	116	2,087	1,403	391	293	4,656	1,530	1,099	2,027
	17.0%	20.4%	9.4%	35.6%	28.3%	47.4%	17.3%	13.6%	42.8%	44.3%	32.0%	50.7%

※「特定健康診査及び特定保健指導のアウトソーシング先実態調査」について 第5回調査結果 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/07/tp0727-1.html>)

- 一定の研修の企画者は、原則として国立保健医療科学院の『生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修』受講することとされている。
- 平成21年度は、『生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修(計画編)』に加え、『 “ ” (評価編)』を実施する予定。

市町村国保の保健事業に関する調査結果 ＝速報値＝

○ 平成20年度特定健康診査実施計画見直し状況

(回答保険者数1,795)

			保険者数	割合
計画を見直した			95	5.3%
計画を見直す予定			534	29.7%
(再掲)	理由	数値目標等の変更	181	28.8%
		実施方法の変更	320	50.9%
		75歳の省令改正内容	366	58.2%

○ 特定健康診査受診率

※ 平成20年11月末時点

(回答保険者数 1,757)

受診率	保険者数	割合
10%未満	100	5.7%
10～20%未満	379	21.6%
20～30%未満	487	27.7%
30～40%未満	453	25.8%
40～50%未満	234	13.3%
50%以上	104	5.9%



受診率(平均値)	28.8%
----------	-------

○ 特定保健指導の実施率

※ 平成20年11月末時点までに初回面接を終了している者

	対象者に占める割合	回答保険者数
積極的支援	21.5%	1,586
動機付け支援(40-64歳)	28.5%	1,611
動機付け支援(65-74歳)	24.1%	1,614

※上記受診率(平均値)は、市町村国保の全保険者数のうち、回答のあった保険者1,757の平成20年11月末時点(年度途中)の平均値である。

なお、各保険者の受診率は、平成20年11月末時点で把握している受診者数を、特定健診等実施計画上の対象者数で除して算出している。

また、平成20年度の実施率は平成21年11月1日までに報告することとされているため、詳細な実施状況の把握はこの報告を受けた後となる。